

WEB株主総会（株主総会参考書類等の電子提供措置を含む。） 問題の所在とあり方について

遠藤 啓之

第1 はじめに

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止と令和2年4月7日発出の政府による緊急事態宣言を受けて、企業の決算期が集中する3月期決算業務及び監査業務並びに6月の定時株主総会の対応として、総会会場のあり方が見直される契機となった。外出自粛が求められ、従業員の出社が困難となる状況となり、6月末に開催されることが予定されている株主総会について延期や継続会の開催、また、3密を防ぐための株主総会実務の混乱を避けるべくリモート形式のいわゆるWEB株主総会による株主総会の運営など、株主総会の運営について、例年とは異なるスケジュールや方法とすることについて経済産業省、法務省及び金融庁から情報提供等がなされた⁽¹⁾。

リモート形式のいわゆるWEB株主総会については、新型コロナウイルスの感染症防止対策とは関係なく既に令和元年12月26日に経済産業省による「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(案)」についての意見募集がなされ⁽²⁾、令和2年2月26日に同ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が公表されていた⁽³⁾ところであるが、新型コロナウイルスの感染症防止対策としても有用であるものとしてWEB株主総会が注目された。

本稿では、WEB株主総会について、問題

の所在とあり方について考察するとともに、WEB株主総会に関連して、令和元年会社法改正により規定された株主総会参考書類等の電子提供措置について確認する。

なお、本稿は、令和2年11月19日の東京弁護士会法律研究部会社法部における発表をもとに構成している。

第2 WEB株主総会に関する問題の所在

WEB株主総会の運営にあたっては、そもそもそのような株主総会の運営が可能であるのか、また、可能であるとして、適法な株主総会の運営、決議があったとみなされるにはどのような要件を満たさなければならないかが問題となる。さらに、一応は要件を満たすWEB株主総会における決議がどのような場合に取り消しすべき瑕疵を帯びるのかという問題もある。

これらに加えて、ガイドラインでは、WEB株主総会の運営にあたっての問題点として以下の5つを挙げている。

- ①株主の本人確認（代理人出席を含む。）
- ②株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係
- ③株主からの質問・動議の取扱い

- ④議決権行使の在り方
- ⑤ その他（招集通知の記載方法、お土産の取扱い等）

本稿でも、上記5つの点を確認するのに先立ち、そもそもWEB株主総会を適法に開催するための要件について検討をしていきたい。

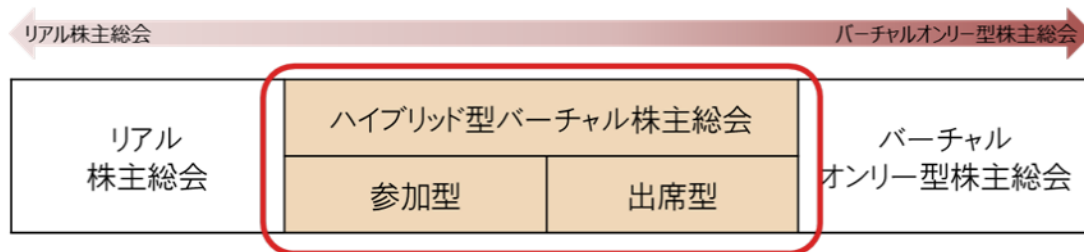
第3 WEB株主総会の類型と適法な総会開催について

1 WEB株主総会の類型

ガイドラインによる用語の定義によれば、取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会を「リアル株主総会」、ハイブリッド型バーチャル株主総会及びバーチャルオンリー型株主総会を「バーチャル株主総会」、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及びハイブリッド出席型バーチャル株主総会を「ハイブリッド型バーチャル株主総会」という。

以下、本稿でも同用語の定義をもとにする。

【株主総会のあり方：ガイドライン5ページより】



2 株主が出席したとみなされるための要件

従来の株主総会運営の実務においても会場の収容人数及び当日の予想出席株主数の観点から第二会場方式で、実際に株主総会が開かれているリアル株主総会会場とは別に、ライブ中継で画面にリアル株主総会会場を映し出し、第二会場からも株主が質問や動議を行うことができる形式での株主総会の運営がなされてきたが、WEB株主総会においては、インターネット等の手段を用いて株主総会の様

子を同時に見ることができるものである。もっとも、その形式によって、ハイブリッド型バーチャル株主総会は、会社法上、株主が出席したといえるか否かにより、出席型と参加型に分類される。

すなわち、出席型においては、リアル株主総会とインターネット等で参加する株主は、同一の会議体を構成するものとみなされるが、参加型においては、インターネット等で参加する株主は、リアル株主総会における議事を

WEB株主総会（株主総会参考書類等の電子提供措置を含む。）問題の所在とあり方について

同時に確認することはできるが、質問（会社法第314条）、動議（会社法第304条等）、

議決権行使に同時に参加することができない。

【ハイブリッド型バーチャル株主総会（出席型と参加型）概念図：ガイドライン6ページより】



したがって、ハイブリッド型バーチャル株主総会による株主総会の運営にあたっては、参加型によるのか出席型によるのかを選択する必要がある。また、出席型の場合（バーチャルオンリー株主総会においては一層）には、インターネット等を利用して参加する株主が会社法上「出席した」と法的に評価される必要がある。ここで、「出席した」と法的に評価されるにあたっては、リアル株主総会会場とインターネット等で参加する株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されることが必要とされている。

この双方向性と即時性については、取締役会決議の有効性が問題になった事案であるが、「遠隔地にいる取締役（以下「遠隔地取締役」という。）が電話会議方式によって取締役会に適法に出席したといえるためには、少なくとも、遠隔地取締役を含む各取締役の発言が即時に他の全ての取締役に伝わるような即時性と双方向性の確保された電話会議システムを用いることによって、遠隔地取締役を含む各取締役が一同に会するのと同様に自由に協議ないし意見交換できる状態になっていることを要するものと解するのが相当である。」とされた裁判例がある⁽⁴⁾。

取締役会と同じく会議体である株主総会においても同様に解することができ、遠隔地株主がリアル株主総会会場と即時性と双方向性の確保された会議システムを通じてリアル株主総会会場で一堂に会するのと同様に自由に質問等ができ、議決権行使ができる状態になっていることを要する。

以上を前提の要件として、これが満たされるハイブリッド出席型バーチャル株主総会における諸問題について検討する。

3 WEB株主総会の決議取消事由について

通信障害等により遠隔地株主がリアル株主総会会場との通信が遮断され、株主総会の審議と決議に参加できなかった場合、WEB株主総会の決議の有効性が問題となりうる。通信障害等による通信の遮断が株主側の通信環境によって生じた場合、個々の株主の側の事情であるから、交通機関の障害等によって出席できないのと同様に決議に影響を及ぼすものではないと考えられるが、会社側の通信環境等が原因で通信が遮断された場合には、通信が遮断された株主が存在する状況でなおも決議を行ったとして「決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なとき」（会社法第8

WEB株主総会（株主総会参考書類等の電子提供措置を含む。）問題の所在とあり方について

31条第1項第1号) にあたりうると解される。

ガイドラインでは、この点について、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施するにあたり、①会社が経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策をとり、②招集通知やログイン画面における、バーチャル出席を選択した場合に通信障害が起こりうることの告知をし、③株主が株主総会にアクセスするために必要となる環境（通信速度、OS やアプリケーション等）や、アクセスするための手順についての通知をすることで、会社側の通信障害による通信遮断は、決議取消事由にあたらなないと解することも可能である、取消事由にあたると判断された場合でも手続違反の瑕疵は重要でなく、かつ、決議に影響がないものとして裁量棄却（会社法第831条第2項）される可能性が十分あると考えられる、としている。ガイドラインの解釈の背景には、会社法第831条第1項第1号の取消事由充足性について、リアル株主総会とハイブリッド出席型バーチャル株主総会とは異なる解釈が可能であり、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の場合には、株主はあえてリアル株主総会出席ではなくハイブリッド出席型バーチャル株主総会出席を選んだものであるから、リアル株主総会の場合に株主が全く出席の機会を奪われるのとは状況が異なる、このように解しないと会社が決議取消のリスクをおそれてハイブリッド出席型バーチャル株主総会実施による株主の出席機会の拡大の動機がなくなってしまうという認識がある。

ガイドラインの解釈は、従来のリアル株主総会オンリーの場合とハイブリッド出席型バーチャル株主総会の運営の場合で会社法第831条第1項第1号及び第2項の解釈が変わりうるとするものであり、会社法上重要な論点を含んでいるものと考えられる。

その上で、私見は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会がそもそも会社法上の明文規定がない以上、リアル株主総会との区別がなされるべきではなく、ただ、決議取消事由の判断にあたって株主の出席の機会を奪うことによる決議の方法の法令違反・不公正さについて考慮要素になるに過ぎないと解すべきであると考えられる。

第4 ガイドラインが挙げるWEB株主総会運営にあたって諸論点について

1 株主の本人確認（代理人出席を含む。）について

(1) 問題の所在

株主総会に出席し議決権を行使できる株主について、どのように本人確認を行うべきか。また、代理人によるバーチャル出席の可否、なりすましについてどのように考えるか。

(2) ガイドラインの考え方

ガイドラインでは、ハイブリッド型バーチャル株主総会における出席者の本人確認について、リアル株主総会への参加株主とバーチャル出席株主とでそれぞれ行うことを前提に、「バーチャル出席株主の本人確認にあたっては、事前に株主に送付する議決権行使書面等に、株主毎に固有のIDとパスワード等を記載して送付し、株主がインターネット等の手段でログインする際に、当該IDとパスワード等を用いたログインを求める方法を採用するのが妥当と考えられる。」としている。

その根拠として、ガイドラインは、会社法上、株主総会に出席する株主の本人確認の方法について特別な定めがないなかで、リアル株主総会の実務においては、日本の信頼性の高い郵便事情を背景に、株主名簿上の株主の

住所に送付された議決権行使書面を所持している株主は、通常は当該株主と同一人であるという経験則を適用し、本人確認を実施していると理解でき、事前の電磁的方法による議決権行使（会社法第298条第1項第4号）における本人確認について同様に事前に株主名簿上の住所に送付された議決権行使書面に株主ごとに記載された固有のID及びパスワードないし固有のQRコードを用いてログインをする株主は、通常は株主名簿上の株主であるとして本人確認を実施していると考えられることから、バーチャル出席時の本人確認についても、基本的にはこの取扱いを取ることが相当と考えられる、としている。

代理人出席の取扱いについて、ガイドラインは、株主が代理人による出席をする必要性が少ないこと、本人確認の事務処理コストが大きいことから、ハイブリッド型バーチャル株主総会にあたっては、代理人の出席はリアル株主総会に限るとすることも妥当な判断と考えられる、としている。

なお、ガイドラインでは、バーチャル参加株主について、なりすましの危険とその対策が若干言及されているが、会社側の事情による通信障害と同様に、会社側のセキュリティ対策の不備によっては、決議に影響を及ぼす可能性も否定できないと考える。

(3) 検討

会議体における本人確認の方法について、特段の規定を会社法が置いているわけではないので、会社は合理的な方法によることができると考えられるが、なりすましなどの不正のないように技術的対策をとるとともに、もしそれが不十分であった場合には、決議の方法が著しく不公正となりうることを念頭に置いた運営が求められると考えられる。「著しく不公正」の程度であるが、例えば、なりすましと思われる株主ではない者による妨害行為

が行われ、その数が複数に及ぶ場合や結果として多数のなりすましが発生していたことが事後的に判明した場合や数が特定できない場合にはそのことをもって「著しく不公正」と評価しうる場合もありうると思われる。

代理人出席をリアル株主総会に限るのは代理人による議決権行使を認め、会社は単にその数のみを制限できると規定している会社法の趣旨に反するものと解する。

2 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係について

(1) 問題の所在

リアル株主総会の実務と異なり、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の場合、途中参加・途中退席が可能であり、事前の議決権行使を行っていた株主がバーチャル出席した場合の議決権行使についてどのように考えるか。

たとえば、事前の議決権行使を行っていた場合でも当日バーチャル出席した場合、ログインにより出席となるが、途中退席その他何らかの理由で議決権を行使しなかった場合、事前の議決権行使の効力が失われ、無効票を増やすこととなり、株主意思を正確に反映しない可能性が出てしまう。

(2) ガイドラインの考え方

書面投票又は電子投票の制度が「株主総会に出席しない株主」による議決権行使手段であることから、株主総会の議事を審議と決議に分け、バーチャル出席株主が決議の時点までにログアウトをして結果的に議決権を行使しなかった場合には、「決議に出席しない」場合にあたるものとみなして事前の書面投票又は電子投票を有効に扱うものとする事も許される。

(3) 検討

二重行使を避けなければならないことを前提に、株主総会の議事を審議と決議に分け、決議時のログインの有無をもって判断する考え方を支持する。

3 株主からの質問・動議の取扱い

(1) 問題の所在

バーチャル出席の場合、パソコン等を通じた質問・動議となり、発言ではなく、テキストデータによることが考えられる。株主との建設的な対話という観点を踏まえ、議長による議事整理をどのように行うのか、また、濫用的な質問権の行使、動議の提出による弊害にどのように対処するかが問題となる。

(2) ガイドラインの考え方

ア 前提

バーチャル出席は、あくまでリアル出席の追加的出席手段に過ぎないものであることを踏まえ、出席態様の異なる株主間でできる限り平等になるように運営をするべきであるが、リアル出席株主と異なる取り扱いをすることも許されうる。

イ 質問について

事前に会社が用意したフォームに書き込んで質問をする形式とし、質問回数・文字数・送信制限や内容について個人情報を含むものや個人的な攻撃につながるなどの不適切な内容については取り上げないという方針を招集通知やWEBで通知する。

ウ 動議について

動議の提出について、会社の側の対応能力の限界も踏まえ、リアル出席株主に限るとの取り扱いも許される。議長不信任動議や休憩を求める手続的動議については、会議体の一般原則より導き出されるものであるから、例えば休憩を求める動議などの一部の手続的動議については、リアル出席株主のみにその権

利があると考えられることもできる。

動議の採決について、招集通知に記載のない件（実質的動議）についての採否が必要になった場合、バーチャル出席株主については、棄権又は欠席として取り扱うことも許されるが、事前に告知するべきである。

(3) 検討

バーチャル出席を追加的出席手段に過ぎないとする考え方自体に同調できない。とりわけ3密回避のためにできる限りバーチャル株主総会へと誘導するとなると、もはや原則と例外が逆転した状況といえ、代替、補完という位置づけ自体が誤っているといえる。新型コロナウイルスの感染症対策等、物理的に一つの会場に集まって会議体を構成することができない場合の代替策ではなく、即時的かつ双方向的に意思疎通が可能であれば、数の大小はともかくも、バーチャル株主総会は、リアル株主総会と質的差がないものとして扱ってよいものとする。ハイブリッド型バーチャル株主総会の場合に、できる限り平等に運営するという点は同調する。もっともそれは株主総会の態様の優劣を意味するものではないと考える。

質問については、フォームにテキストを入力してする形式の場合、リアル株主総会とは異なり、議長側がその内容を確認して、質問として採用し、説明を行うかを判断することができる。その取捨選択に恣意的判断が許されないことは言うまでもないが、議事整理権の範囲内で説明をその場で行うか否かを判断することは可能であるとする。もっとも、いずれも事後的判断になるうえ、株主から自分の質問は株主の合理的意思決定に資するべきものであったから、それに対する説明がなされなかったことは取消事由になるとの主張がなされるおそれは排除できないものと考えられる。

動議については、バーチャル出席株主であっても、リアル株主総会の会場にいないというだけで休憩の必要性がなくなるわけではないので、休憩の動議といった手続的動議についても分け隔てられるべきではないと考える。

4 議決権行使の在り方

(1) 問題の所在

バーチャル出席株主の議決権行使をどのように考えるか。

(2) ガイドラインの考え方

バーチャル出席株主の議決権行使については、事前の議決権行使としての電磁的方法による議決権行使ではなく、当日の議決権行使として取り扱う。

この点、論点2とも関わる。ガイドラインの考え方によれば、バーチャル出席株主が当日、決議時にログインしていた場合には、決議に出席したとみなし、事前の議決権行使を無効にすることとなる。

(3) 検討

前述論点2と同旨。

5 その他（招集通知の記載方法、お土産の取扱い等）

(1) 問題の所在

ア 招集通知の「株主総会の場所」（会社法第298条第1項）の記載はどのようにするべきか。

イ リアル株主総会に出席した株主のみにお土産を配布することは許されるか。

(2) ガイドラインの考え方

ア 招集通知の「株主総会の場所」（会社法第298条第1項）の記載

法施行規則第72条第3項第1号の規定を準用し、招集通知において、リアル株主総会

の開催場所と共に、株主総会の状況を動画配信するインターネットサイトのアドレスや、インターネット等の手段を用いた議決権行使の具体的方法等、株主がインターネット等の手段を用いて株主総会に出席し、審議に参加し、議決権を行使するための方法を明記すればよいものと考えられる。

イ お土産の取扱い

リアル株主総会に物理的に出席する株主に配付されるお土産については、交通費をかけて会場まで足を運び来場したことへのお礼と考えられることから、会場へ足を運ぶことなくインターネット等の手段を用いて出席した株主に対してお土産を配らないとしても、不公平ではないと考えられる。

(3) 検討

招集通知の記載については、ガイドラインの指摘を支持する。

お土産の取扱いについて、お礼の趣旨を狭くとらえすぎている感があるが、バーチャル出席株主には配布しないことをもって株主平等原則に反することはないと考える。株主総会に参加していただくことへの謝礼としたら、不公平感が出てしまうと思われる。

第5 株主総会参考書類等の電子提供措置

1 令和元年会社法改正による電子提供措置の創設

令和元年の会社法改正によりこれまで株主の個別の同意を必要としていた株主総会参考資料の電子提供について、定款で定めることにより株主総会参考書類等の交付又は提供に代えて、法務省令で定める電磁的方法（インターネット上の会社のウェブサイトに掲載する方法等）により株主総会参考書類、議決権

WEB株主総会（株主総会参考書類等の電子提供措置を含む。）問題の所在とあり方について

行使書面、計算書類及び事業報告並びに連結決算書類を株主に提供する電子提供措置をとることにより全ての株主の個別の承諾がなくても適法に提供されたものとする制度が採用された（会社法第 3 2 5 条の 2 以下）。株主総会のバーチャル化を推進しうるものであるから、関連して若干の検討を行う。

なお、株主総会招集通知は電子提供措置の対象外であり、別途、個別に送付する必要があるが、発送期限は、公開会社であるか否かを問わず、株主総会の日 2 週間前までとされ、通知すべき内容についても法定事項に限定される（会社法第 3 2 5 条の 4）。

2 電子提供措置を利用するための手続

電子提供措置をとるには、その旨の定款の定めを設けなければならない（会社法第 3 2 5 条の 2）。電子提供措置は、会社の形態にかかわらず、公開会社か否か、上場非上場の区別なく、すべての株式会社においてとることができるが、振替株式を発行する上場会社においては、電子提供措置の採用が義務付けられており、その旨の定款変更が改正法の施行日においてなされたものとみなされる（整備法第 1 0 条第 2 項第 9 号により改正後の振替法 1 5 9 条の 2、整備法附則第 3 条）。

また、株主総会の日 3 週間前の日又は招集通知を発した日のいずれか早い日（電子提供開始日）から株主総会の日後 3 か月を経過するまでの間（電子提供期間）、所定の事項について電子提供措置をとる必要がある（会社法第 3 2 5 条の 3）、通信が遮断する等の事態が発生した場合には、一定の要件を満たすことにより電子提供が有効となる規定が設けられている（会社法第 3 2 5 条の 6）。

3 書面交付請求

デジタルデバイド等に対応するため、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会

社の株主は、株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができ（書面交付請求）、書面交付請求を受けた株式会社は、書面交付請求をした株主に対して別途個別に書面の交付等による方法で株主総会参考書類等を提供しなければならない（会社法第 3 2 5 条の 5）。

4 実施開始時期

電子提供措置にかかる令和元年会社法改正規定の施行は、公布から 3 年 6 か月以内とされており、実際の制度開始まではまだ時間があるが、制度開始後は、WEB 株主総会を推進する制度となりうると解される。

第 6 まとめ

そもそも新型コロナウイルス感染症予防対策とは無関係に検討が始められたハイブリッド型バーチャル株主総会であったところ、令和 2 年のとりわけ 3 月期決算の株式会社における株主総会においては、ハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は、新型コロナウイルスの感染症予防のための 3 密対策のためのリアル株主総会の代替措置として試みられたものと思うが、来年以降の株主総会のあり方に大きな影響を与えたものと思われる。とりわけ、株主総会参考書類等の電子提供措置ともあいまって、株主総会コストの低減化につながれば、多くの上場企業においてハイブリッド型バーチャル株主総会が推進されるものと思われる。

その段階に至れば、もはやハイブリッド型バーチャル株主総会は、リアル株主総会の補完手段、追加的出席手段ではなく、原則的形態となる可能性もある。そうなれば、これまでのリアル株主総会を前提とした会社法の諸規定の解釈にも少なからぬ影響を与えるもの

WEB 株主総会（株主総会参考書類等の電子提供措置を含む。）問題の所在とあり方について

と思われ、これまでの会社法の諸規定の解釈の見直しとともにその実務的運用を注視していく必要があると考える。

具体的には、まず、令和 2 年における定時株主総会、とりわけ 3 月決算期の株式会社において、6 月下旬以降に行われた株主総会において、3 密回避のために、事前の議決権行使を株主に要請し、総会当日は、人数制限を設けたり、そもそも会場に来場しないことを呼びかけたりするものが多くみられた。そうになると、もはや株主総会当日の議事は形が変化し、株主の質問権も株主が議決権を行使するにあたって参考となる説明を受けるためのものとはもはやみなせないのではないか、との指摘もあり得る。また、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の場合であっても、バーチャ出席株主からの質問について、どのよ

うに対応するのも問題となる。議長による質問株主の指定の方法の恣意性の排除や、ネットを通じた質問をどのように当日の議事に採用するのかなどの問題が残る。さらには、通信障害による切断という偶発事象の救済と恣意的株主総会運営は区別されなければならないが、そのための予防策の開発費用の問題もある。会社の規模に応じて求められる水準の準備をしなかった場合に偶発した通信障害が会社の準備不足として必要な環境整備義務を欠いたとして株主総会決議取消事由となるかなど、実務的対応がもたらす会社法の解釈への影響はさらに具体的に検討がなされていくものと思われる。

新しい法的事象に旧来の法解釈がどのように追いつき、変容していくのか、実務の最前線の試金石となる。

(注記)

(1) 経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

法務省

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

金融庁

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>。

(2) <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191226005/20191226005.html>。

(3) <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>。

(4) 福岡地方裁判所平成 23 年 8 月 9 日判決
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/617/081617_hanrei.pdf。